

奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入について

1 趣旨

「奥州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、性別やジェンダーアイデンティティ、性的指向等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約束した二人が、市に宣誓をし、市がその宣誓書を受領したことを公に証明する制度です。現行の婚姻制度を利用できない性的マイノリティのカップル等のほか、事実婚の男女カップルも利用することができます。

また、二人の子や親などの近親者も含め、家族として協力し合う関係であるファミリーシップを宣誓することができます。

この制度は、婚姻制度のような法律上の権利・義務を生じさせるものではありませんが、届出をされた二人が、人生のパートナーや家族として暮らしていくことができるよう、この制度を通じてお互いの人権を尊重するとともに、多様性を認め合う社会を応援するものです。

2 対象者の要件

(1) パートナーシップの宣誓

宣誓をされる二人が、以下のいずれにも該当する必要があります。

ア 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

イ 少なくとも一方が市内に住所を有していること又は宣誓後3か月以内に当市への転入を予定していること。

ウ 配偶者がいないこと。

エ 宣誓する方以外とパートナーシップ関係がないこと。

オ 近親者（直系血族並びに3親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。）ではないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

(2) ファミリーシップの宣誓

パートナーシップの宣誓をした方の双方又は一方の子又は親で、以下のいずれかに該当する必要があります。

ア 15歳以上である子又は親で、本人の同意があること。

イ 15歳未満である子の場合、双方又は一方と生計が一であること。

3 必要書類

(1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓届

(2) 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート等の官公署が発行した顔写真付きの身分証明書

(3) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3か月以内発行のもの。）

(4) 現に婚姻していないことを証明する書類（宣誓日前3か月以内発行のもの。）

(5) 転入予定の場合は、転入予定であることを確認できる書類

(6) 通称名を使用する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かる書類

- (7) ファミリーシップを併せて宣誓する場合は、戸籍その他の親子関係を証明する書類（宣誓日前3か月以内発行のもの。）及び当該子（15歳以上の場合に限る。）・親が署名した同意書
- (8) 外国籍の方は、戸籍謄本の代わりに、本国が発行する婚姻要件具備証明書など（宣誓日前6か月以内発行のもの）、独身であることが証明できる書類とその日本語訳分

4 届出の手續

- (1) 宣誓を希望する日の10日前までに宣誓日時を予約し、必要書類を市に提出
- (2) パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓(予約した日時に、宣誓をする二人で来庁し、パートナーシップ・ファミリー宣誓届に署名する必要があります。)

5 交付書類

- (1) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証
- (2) カード型受領証
- (3) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓者転入予定受付票（宣誓者の双方が市内に住所を有していないとき。)

6 通称名の使用

宣誓する方が、性別違和等のやむを得ない理由があるときは、通称名を使用することができます。この場合、交付する宣誓書受領証等の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

7 受領証等の再交付

紛失等により受領証等の再交付を希望する場合は、申請書を提出することにより再交付することができます。

8 宣誓内容の変更

以下の事項が生じた場合は、変更届を提出する必要があります。

- (1) パートナーシップ関係にある二人の住所、氏名の変更等
- (2) ファミリーシップ関係にある近親者との関係の解消等

9 受領証等の返還等

パートナーシップの解消など、以下の要件に該当するときは、受領証等を市長に返還するものとします。

- (1) 宣誓者の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓者の双方が市外に転出したとき。
- (4) 宣誓が無効になったとき。
- (5) その他宣誓の要件に該当しなくなったとき。

10 宣誓の無効

宣誓の内容に虚偽があった場合は、宣誓は無効とします。

11 留意事項

- (1) 本制度は、要綱に基づくもので、婚姻や養子縁組と異なり、法律上の効果が生じるものではありません。
- (2) 戸籍や在留資格が変わるものではありません。
- (3) 宣誓、受領証等の発行による手数料は掛かりません。ただし、必要書類の取得に関する手数料は自己負担となります。
- (4) 市長は、受領証等が返還されたときや宣誓が無効になったときは、当該受領証等の交付番号を公表することができます。
- (5) ファミリーシップに氏名が記載されている方が、ファミリーシップからの離脱を希望するときは、受領証等から氏名の削除を申し立てることができます。15歳未満の子については、15歳に達した日から申立てが可能です。
- (6) 宣誓者の一方が死亡したときでも、残された方々がファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、返還の必要はありません。

12 利用可能なサービスの周知

当市が提供する行政サービスのうち、制度利用者に対し支援可能なものについては、随時情報を提供するよう努めます。

13 県内自治体との相互連携

岩手県におけるパートナーシップ制度の導入に係る指針に掲げる事項に沿った要件を定める自治体で、市長が相互連携を図るものとして認める自治体から制度利用者が転入したときは、制度利用者の住所異動に伴う手続の軽減を図るよう努めます。

14 導入時期

令和7年4月1日（予定）